○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）	（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）
第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。	第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。	第二条及び第十一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。	
第十一条第五項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。	
（社会福祉法施行令の一部改正）	（社会福祉法施行令の一部改正）
第二条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。	第二条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第十三条第四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。	第四条第四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

（略）

（略）